札幌市公衆浴場法施行条例の一部改正(案)について

皆様からの御意見を募集します。

~パブリックコメント手続の実施について~

札幌市公衆浴場法施行条例の一部改正案に対する皆様の御意見を募集いたします。

お寄せいただいた御意見を参考に、上記の一部改正案を策定する予定です。また、皆様の御意見の概要及びこれらに対する本市の考え方につきましては、後日ホームページ等で公開いたします。

御意見募集要領

1 募集期間

令和4年(2022年)8月9日(火)から令和4年(2022年)9月7日(水)まで【必着】

- 2 御意見の提出方法
 - ●御持参・郵送・ファクスの場合

「御意見記入シート」を御利用いただき、募集期間内必着(最終日の 17 時 15 分必着)で下記提出先まで御提出ください。

御持参の場合は、平日の8時45分から17時15分の間にお持ちください。

●電子メールの場合

メールの件名を「条例改正案に対する意見」と記載し、メール本文に氏名、住所、御意見の内容を入力の上、募集期間内必着(最終日の17時15分必着)で、下記提出先のメールアドレスに送信してください(ウイルス感染を避けるため、ファイルは添付しないでください。)。

- 3 留意事項
 - ・お電話、口頭による御意見の受付はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
 - ・御意見の提出に当たっては、お名前・御住所の記入をお願いいたします(御意見の概要を公表する際、お名前・御住所は公表いたしません。)。
 - ・いただいた御意見に対する個別の回答はいたしません。
- 4 資料の配付・公表場所
 - ・札幌市役所本庁舎2階(市政刊行物コーナー)
 - ・札幌市保健所生活環境課(中央区大通西 19 丁目 WEST19 3 階)
 - · 各区役所市民部総務企画課広聴係
 - ・札幌市公式ホームページ

http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f3seikatu/r4kouyoku_pubcomment.html

5 御意見の提出先

札幌市保健所生活環境課(〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3階) ファクス 011-622-7311、電子メール seikatsu-eisei@city.sapporo.jp

令和4年(2022年)8月 札幌市

市政等資料番号 02-F06-22-1566

札幌市公衆浴場法施行条例の一部改正(案)について 御意見記入シート

お名前	
御住所	〒 -

御意見

- ※ 記入する欄が足りない場合は、この用紙をコピーしてお使いください。
- ※ 御意見の提出に当たっては、お名前・御住所を御記入願います。
- ※ 御記入いただいた内容は、札幌市個人情報保護条例の規定に従って、適正に取り扱います。

御提出・お問合せ先

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3 階

札幌市保健所生活環境課

電話:011-622-5182、ファクス:011-622-7311

メールアドレス: seikatsu-eisei@city.sapporo.jp

札幌市公衆浴場法施行条例の一部改正(案)について

1 改正の趣旨

公衆浴場の衛生及び風紀については、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)において、 都道府県等(保健所設置市にあたってはその各市)が当該措置の基準を条例で定めること とされているところです。

今般、厚生労働省において、「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」(令和元年度厚生労働科学特別研究事業)の研究成果や、本改正に係るパブリックコメントの結果等を踏まえ、令和2年(2020年)12月10日に、「公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について」を発出し、男女の混浴制限年齢の目安が10歳から7歳に引き下げられました。

札幌市においても、混浴制限年齢について、上記要領の改正や社会情勢の変化を踏ま えた改正が必要であるとの結論に至りましたので、広く市民の皆様の御意見を募集いた します。

2 改正の概要

家族風呂、岩盤浴等を除き、混浴が禁止される年齢を10歳以上から7歳以上に引き 下げます。

3 改正の時期

令和4年(2022年)第4回定例市議会に提案予定

4 施行期日

令和5年(2023年)4月1日予定